

平成21年秋の叙勲

小笠原勇三郎さんに瑞宝単光章

このたび小笠原勇三郎さんに平成21年秋の叙勲として瑞宝単光章が授与され、12月7日、高澤廣樹日高支庁地域振興部長より勲記と勲章が伝達されました。

小笠原さんは昭和21年に消防団に入団以来、40年余りの永きにわたり、消防、防災活動にご尽力されました。また、その豊富な知識と経験をもち、消防団員の指導育成と強化に努められるとともに、火災や災害の発生時においては、率先して消火防災の指揮にあたり、被害を最小限に食い止められるなど、消防行政の発展と災害の予防鎮圧に多大な貢献をされました。



受章・受賞おめでとうございます

清水颯人君北海道知事賞受賞

第7回全北海道防具空手道選手権大会

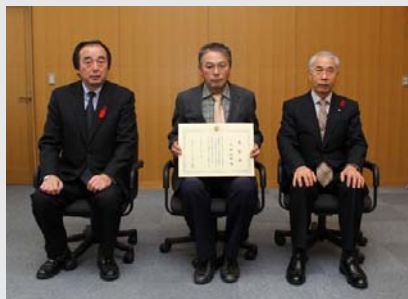
10月に安平町で開催された第7回全北海道防具空手道選手権大会で、新冠町朝日空手道スポーツ少年団（高野均団長）に所属している清水颯人君（新冠小4年）が、最優秀選手に贈られる北海道知事賞を受賞しました。大会では、型の部で優勝、防具組手の部で準優勝し、最優秀選手に選ばれた清水君。「練習の成果が試合に出せてすごく嬉しかったです。」と喜びを語ってくれました。少年団では、清水君をはじめ団員の皆さんが週2回、朝日小学校で練習しています。興味のある方は、ぜひ練習を見に来てください。



町有肥育牛が高い評価

【第19回名人会】第5回みづいし焼肉共励会

11月に東京都中央卸売市場食肉市場で開催された「第19回名人会」肉用牛枝肉研究会で、出品された51頭のうち2位にあたる優秀賞1席、また、12月に同じく東京食肉市場で開催された第5回みづいし焼肉共励会でも36頭中2位となる優秀賞を受賞し、町有牧野で肥育された黒毛和種の肉質が高い評価を受けました。また、町有肥育牛は、4月からの出荷においても、肉質の格付けがA4以上のいわゆる上物の率が9割以上と好成績で推移しています。町有牧野では、肥育牛、素牛生産地の基盤を確立するために技術向上を図りたいと思っています。



石田正胤さん北海道日高支庁長表彰受賞

民生委員として地域の福祉の安定に努められている石田正胤さんにこのほど、北海道日高支庁長表彰が贈られました。

石田さんは民生委員として12年の永きにわたり、地域の福祉のためにご尽力されています。



川越幸雄さん北海道日高支庁長表彰受賞

身体障がい者福祉協会副会長として活躍されている川越幸雄さんにこのほど、北海道日高支庁長表彰が贈られました。

川越さんは自ら障がいを持ちながらもそれを克服し、協会の運営にご尽力されています。



全国中学生人権作文コンテスト札幌地方大会丸谷龍平君優秀賞受賞

日高管内から65作品の応募があった第29回全国中学生人権作文コンテスト札幌地方大会で丸谷龍平君が優秀賞を受賞しました。

丸谷君は「日本にいるはずのない動物や虫」をテーマに、本当に守るべき命の大切さを訴えました。

国民年金だより

新成人の皆さん 忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◇義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の手続き

学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◇保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなるなどを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。申請手続きなど詳しくは、町民福祉課住民福祉グループ（☎47・2112）にお問い合わせください。

環境衛生だより

エンゼル券（ごみ処理手数料の減免）の申請について

町では、少子化対策・福祉対策の一環として2歳半までのお子様又は、寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭に対して一定の処理量までの手数料を減免します。

免除を行う理由は、家庭においてごみの減量化を図っても、乳幼児と寝たきりの要介護者のいる家庭においては紙おむつを使用する量が多く、ごみに占める割合は相当量あることから、減免の申請があった家庭に限り、次とおり指定ごみ袋を無償で配布しています。

○誕生時	30枚/年
○1歳の誕生日	20枚/年
○2歳の誕生日	10枚/年
○寝たきり要介護者	30枚/年

【申請方法】

お子様が誕生されたご家庭については1ヶ月以内に、1歳又は2歳のお子様がいるご家庭については、それぞれ

の誕生日に申請して下さい。また、寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭については、毎年4月中旬に申請して下さい。

【申請に必要なもの】

- 乳幼児 「母子手帳」と「印鑑」
- 要介護者 「介護状態の分かるもの」と「印鑑」

判官館霊園墓地及び新冠共同墓地の公募について

町で管理しています判官館霊園墓地と新冠共同墓地について、現在空き区画があり、町では、1年以内にお墓を建立する方で新冠町に住所を有する方に随時墓地使用許可証の受付を行っております。

- 判官館霊園（字高江）
2区画6㎡ 使用料6万円
- 新冠共同墓地（字西泊津）
14区画6㎡ 使用料2万円

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ（環境衛生）
☎47・2112